

長崎県無電柱化推進計画の改定（案）について

国の新たな無電柱化推進計画の概要

<無電柱化の推進に関する法律第7条の規定に基づき定められた計画>

(1) 無電柱化推進計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

(2) 無電柱化の対象道路 ※道路管理者が主体的に実施すべき道路

①防災：緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等

特に市街地内のこれらの道路は、より被害が甚大となる恐れがあることから重点的に推進

②安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路等

③景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区等

(3) 計画目標・指標

無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要であるため、無電柱化着手率等の目標を定め、その進捗・達成状況の確認に活用する。

①防災

・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 38%→52%

②安全・円滑な交通確保

・特定道路における無電柱化着手率 31%→38%

③景観形成・観光振興

・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数 37地区→46地区

・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 56地区→67地区

・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数 46地区→58地区

目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに約4,000kmの無電柱化に着手。

国の新たな計画を踏まえた改定を実施

「長崎県無電柱化推進計画の改定(案)」の概要

改定の背景

はじめに

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

このため、長崎県では平成31年3月に、無電柱化法に基づく長崎県無電柱化推進計画の策定を行い、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定め、事業の推進に取り組んでいる。今回、国により無電柱化推進計画が令和3年5月に新たに策定されたことから、これを基本として、長崎県における無電柱化を一層推進するべく、長崎県無電柱化推進計画を改定する。

改定の概要

改定箇所：

→改定の背景を追記

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 長崎県における無電柱化の現状

長崎県内の無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和2年度末時点において、道路延長で約60km(整備延長約120km)の無電柱化に着手しており、約44km(整備延長約88km)で無電柱化が完了している。

(2) 無電柱化の対象道路

以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組みを進める。

→令和2年度末時点の実績に修正

改定の概要

→防災における対象道路の考え方を国の計画に基づき明確に明記。

→安全・円滑な交通確保における対象道路の考え方を国の計画に基づき明確に明記。

→景観形成・観光振興における対象道路の考え方を国の計画に基づき明確に明記。

→計画期間の延長

→県市町において、新たな整備延長の目標を設定

①防災

・緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等、災害の被害拡大防止を図るために必要な道路について、無電柱化を推進する。

特に市街地内のこれらの道路においては、災害時に電柱が倒壊した場合に、緊急車両等の通行に重大な支障をきたすことから、市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を重点的に推進し、電柱倒壊リスクの解消を目指す。

②安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定道路等、安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要な道路について、無電柱化を推進する。

③景観形成・観光振興

世界遺産や歴史的・文化的風土を形成する地域などにおいて、良好な景観形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2 無電柱化推進計画の期間

国の無電柱化推進計画の期間に合わせ、令和7年度(2025年度)までとする。

3 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度(2025年度)までに、整備延長で約16kmの無電柱化に着手する。
また、国の無電柱化推進計画に合わせ、以下の指標の達成を目標とする。

- ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率
15% (R2年度末) → 17% (R7年度末)
- ・特定道路における無電柱化着手率
57% (R2年度末) → 59% (R7年度末)

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

- ①電線共同溝方式 ②単独地中化方式 ③軒下配線方式・裏配線方式
- ④道路事業等に合わせた無電柱化

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

(2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

- ①占用制限制度の適切な運用
 - ・国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、県の緊急輸送道路においても

実施する。(道路法第 37 条の適用)

② 占用料の減額措置

- ・ 道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

(3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

長崎県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行う。

② 工事・設備の連携

県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間、景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実際の際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- (1) 広報・啓発活動 (2) 無電柱化情報の共有

その他、時点修正等の必要な修正を行う。